

臨時株主総会の招集に際しての
電子提供措置事項

株式会社Orchestra Holdingsの定款

株式会社Orchestra Holdingsの最終事業年度
(2025年1月1日から2025年12月31日まで)
に係る計算書類等

株式会社Sharing Innovations

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求いただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項）への記載を省略しております。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

株式会社Orchestra Holdingsの定款

次頁以降をご参照ください。

株式会社Orchestra Holdings

定 款

【改定履歴】

平成21年12月10日	改定
平成24年 3 月12日	改定
平成25年 2 月27日	改定
平成27年 3 月30日	改定
平成27年 5 月 1 日	改定
平成27年10月13日	改定
平成28年 3 月28日	改定
平成28年 6 月 8 日	改定
平成29年 3 月29日	改定
平成29年12月 1 日	改定
平成30年 9 月 1 日	改定
令和 4 年 3 月29日	改定

株式会社Orchestra Holdings

定 款

第1章 総則

第1条 (商号)

当社は、株式会社Orchestra Holdingsと称し、英文でOrchestra Holdings Inc.と表示する。

第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を行う会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる法人等の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の活動を支配又は管理することを目的とする。

- (1) インターネット等の媒体を利用した情報提供サービス、電子商取引市場の企画・開設・運営
- (2) 物品のレンタル及びレンタル仲介業、古物商、質屋業務
- (3) ファンド（有限責任事業組合・匿名組合等）の組成・運用・管理業務
- (4) 経営一般に関するコンサルティング業務
- (5) 有価証券の保有、管理、運用及び取得等の投資事業
- (6) 投資助言・代理業
- (7) M&A、会社の事業提携等の斡旋及びコンサルティング業務
- (8) ITシステムの構築及びコンサルティング業務
- (9) デジタルコンテンツの企画・開発及び販売業務
- (10) 国内外の新聞、雑誌、ラジオ、テレビ及び屋外、交通、映画、ダイレクトメール、パブリック・リレーションズその他の宣伝広告の取扱
- (11) 屋外広告の企画・販売及び付随する業務
- (12) 宣伝広告に関連するマーケティングプランニング及びサービス
- (13) 宣伝広告表現の企画及び制作
- (14) 商品（含サービス）の開発及びそのセールスプロモーションに関する企画と実施
- (15) 文化、スポーツ等の催事の企画・制作及びその運営と実施
- (16) 芸能タレントの斡旋業
- (17) 出版業
- (18) 情報の処理、提供及びその研究開発
- (19) 宣伝広告に関する情報及び物品の販売
- (20) 広告、市場調査に関する研修会・セミナーの企画と実施
- (21) マーケティングリサーチ業務
- (22) 不動産の売買、賃貸、その仲介、鑑定及び管理

- (23) 有料職業紹介業
- (24) 労働者派遣事業
- (25) アプリケーションシステムの開発、設計、賃貸、販売、保守
- (26) 前各号に附帯関連する一切の業務

第3条（本店所在地）

当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条（公告の方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、31,000,000株とする。

第7条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第8条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第10条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第11条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第3章 株主総会

第12条（招 集）

当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

第14条（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会で予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第18条（員数）

当会社の取締役は、8名以内とする。

第19条（選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

第20条（任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

第21条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定めるものとし、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができるものとする。

第22条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第23条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第24条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第25条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

第26条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第27条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において、免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等ではない取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第28条（員数）

当社の監査役は、3名以内とする。

第29条（選任方法）

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第30条（任期）

監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ２．任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第31条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第32条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ２．監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第33条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第34条（監査役の報酬）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第35条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において、免除することができる。

- ２．当社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章 会計監査人

第36条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第37条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第38条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第39条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第40条（剰余金の配当）

剰余金の配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し支払う。

第41条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第42条（剰余金配当等の除斥期間）

剰余金の配当等が、その支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務をのがれる。

株式会社Orchestra Holdingsの最終事業年度（2025年1月1日から
2025年12月31日まで）に係る計算書類等

次頁以降をご参照ください。

事業報告（2025年1月1日から2025年12月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

技術進展が進むIT分野では、少子高齢化が進む中、今後IT人材不足がますます深刻化し、2030年には約45万人までIT人材の不足規模が拡大するとの推計結果が出ております。（出所：経済産業省委託事業「IT人材需給に関する調査」）

また、デジタルトランスフォーメーション（DX）のトレンドが進展する中、生産性の向上や業務の効率化を目的にクラウドファースト戦略を実行する企業は引き続き増加傾向となっております。また、企業が従来型ITからクラウドへ移行するクラウドマイグレーションは、対象システム領域の多様化が顕著となっており、WEBシステムや情報系システムから基幹系システムへと対象システム領域が拡大しております。2024年の国内クラウド市場は、前年比29.2%増の9兆7,084億円（売上額ベース）となりました。また、2024年～2029年の年間平均成長率（CAGR：Compound Annual Growth Rate）は14.6%で推移し、2029年の市場規模は2024年比約2.0倍の19兆1,965億円になると予測されております。（出所：IDC Japan株式会社「国内クラウド市場予測、2025年～2029年」）

デジタルマーケティング領域においては、2024年のインターネット広告市場が3兆6,517億円（前年比109.6%：株式会社電通発表）となりました。進展する社会のデジタル化を背景に、総広告費における「インターネット広告費」は堅調に伸長し、総広告費に占める構成比は47.6%にまで達しております。

このような環境のもと、当社グループのデジタルトランスフォーメーション事業においては、クライアントのDXを“Transformation”まで支援できる企業、コンサルティングとともに先端テクノロジーの提案が可能な集団を目指すという長期計画を掲げております。

当連結会計年度において、デジタルトランスフォーメーション事業の中核企業である株式会社Sharing Innovations（連結ベース）では、上期に、主に営業体制の整備と新規領域の体制強化を図るための採用や品質改善対応といった投資を実行し、下期にかけて利益が増加することを見込んでおりましたが、当社を取り巻く外部環境の変化を受け、Salesforce領域、SES領域の収益が減益となり、データ、ITコンサルティングといった新規事業領域が伸長するも、当初の計画を下回りました。Salesforce領域では、前年より中堅・エンタープライズ向けに軸足をシフトしてまいりましたが、案件の難易度・サイズアップが加速し、難易度・サイズに対応できるプロジェクトマネージャー（PM）・プロジェクトリーダー（PL）の必要性が増しております。それに伴い、PM・PLの不足から当初の計画より案件数、売上高が減少いたしました。SES（パートナー）領域では、業界で内製化が進展し、専門性の高い市場へニーズがシフトしております。レガシー、ロースキル領域は市場ニーズが減少し、当社の売上も減少いたしました。ただ、営業体制を強化したことで、直近は当社への引き合いが増加しております。

PM・PLを採用することで、Salesforce領域では中堅・エンタープライズ向けの案件により対応できるようになりますが、採用市場でのPM・PLの採用難易度の高まりを受けて、継続して採用活動を行うもの

の、Salesforce領域以外で新規事業強化やコストダウンの推進を進め、採用によらない収益改善の施策にも取り組んでおります。新規事業領域では、今年より注力しているデータ事業、ITコンサルティング事業が前年比で伸長しております。データ事業では案件数が増加し、パートナーエンジニアと協働して、案件を推進しております。ITコンサルティング事業では、2025年8月にM&AでCoznet合同会社をグループに迎え入れ、ERP領域を強化いたしました。プロパーのエンジニアをアサインすることで、こなせる案件も増えるため、成長率の高い新規事業へ社内リソースをシフトしてまいります。さらにERP領域では採用も推進し、新規事業領域全体の強化を図っております。また、コストダウンの面では、現時点で賃料や社内で利用している各種システムのライセンス費用等の見直しに着手しており、2026年には、2025年比で約1億円の固定費削減を見込んでおります。一方で、M&Aにより2023年以降新たにグループジョインした企業、特にソフトウェアテスト事業等を展開する企業の業績が好調なことから、デジタルトランスフォーメーション事業全体の業容は拡大しております。

デジタルマーケティング事業においては、積極的な人材投資を行うとともに、主力サービスである運用型広告を中心に引き続き拡販を進めるとともにサービスラインアップの拡充に努め、またこれまでにM&Aを実施した企業の成長を取り込んでまいりました。

IP・エンタメ事業の事業ドメインであるコンテンツ産業の市場規模は14兆円を超え、過去最高の数値を記録しております。（出所：一般社団法人デジタルコンテンツ協会「デジタルコンテンツ白書2025」）

このような環境のもと、当社グループ内でも、今後、関連する事業の売上高の拡大が見込まれることから、当連結会計年度より新たな事業セグメントとしてIP・エンタメ事業を設けております。

以上の結果、当連結会計年度の売上収益は15,768,184千円（前期比12.3%増）、営業利益1,442,982千円（前期比8.4%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益816,839千円（前期比10.3%増）となりました。

（注）当社グループは、当連結会計年度より、国際財務報告基準（IFRS）を適用しており、前期の財務数値についても日本基準で発表された数値をIFRSに組み替えて比較しております。

セグメントの業績を示すと、次のとおりです。なお、以下の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

① デジタルトランスフォーメーション事業

当事業においては、事業開始からM&Aを推進し、同時にIT人材の採用を行うことで開発体制の拡充を進めてまいりました。IT利活用の多様化・高度化に伴い拡大するIT需要を取り込み、クラウドインテグレーション、ソフトウェアテスト、各種Webシステム開発等の案件を受注しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上収益は7,615,090千円（前期比11.9%増）、セグメント利益は672,306千円（前期比42.5%増）となりました。

② デジタルマーケティング事業

当事業においては、積極的な人材投資を進めつつも、インターネット広告市場が堅調に伸長する環境のもと、主力サービスである運用型広告を中心に、既存取引先からの受注増額や新規取引先獲得のための施策を進めるとともに、M&Aした企業の成長を取り込んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上収益は5,705,316千円（前期比1.1%増）、セグメント利益は、1,851,053千円（前期比7.9%減）となりました。

③ IP・エンタメ事業

当事業においては、ゲームの開発・受託運営やチャットで相談できる占いサービスといったデジタルコンテンツの展開、自社IPの活用を推進しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上収益は1,767,312千円（前期比98.2%増）、セグメント利益は、57,474千円（前期比81.5%増）となりました。

④ その他

その他の事業においては、タレントマネジメントシステム「スキルナビ」の開発・販売、人材紹介事業等に取り組んでおります。

以上の結果、当連結会計年度の売上収益は876,356千円（前期比9.0%増）となりました。また、当連結会計年度におけるセグメント損失は、42,548千円（前期は74,500千円の損失）となりました。

2. 重要な組織再編等の状況

当社子会社の株式会社ヴェスは、2025年1月30日付で、株式会社日本技研プロフェッショナルアーキテクトの株式を取得し、同社を完全子会社としております。

3. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

IFRS

区 分	第 16 期 (2024年12月期)	第 17 期 (当連結会計年度) (2025年12月期)
売 上 収 益 (百万円)	14,036	15,768
営 業 利 益 (百万円)	1,331	1,442
親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 当 期 利 益 (百万円)	740	816
基本的 1 株当たり当期利益 (円)	75.45	84.92
資 産 合 計 (百万円)	14,380	16,159
資 本 合 計 (百万円)	6,497	7,014
1 株 当 た り 親 会 社 所 有 者 帰 属 持 分 (円)	619.69	688.95

(注) 当社は、第17期（当連結会計年度）よりIFRSに基づいて連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第16期の諸数値をIFRSに組み替えて表示しております。

日本基準

区 分	第 14 期 (2022年12月期)	第 15 期 (2023年12月期)	第 16 期 (2024年12月期)
売 上 高 (百万円)	10,377	12,109	14,036
経 常 利 益 (百万円)	1,400	776	783
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	853	474	331
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	87.12	48.31	33.80
総 資 産 (百万円)	11,410	12,712	12,821
純 資 産 (百万円)	5,735	6,036	6,125
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	528.39	558.68	583.66

(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 14 期 (2022年12月期)	第 15 期 (2023年12月期)	第 16 期 (2024年12月期)	第 17 期 (当事業年度) (2025年12月期)
売 上 高 (百万円)	796	1,066	1,151	1,287
経 常 利 益 (百万円)	72	97	46	51
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△390	40	△271	△86
1 株当たり当期純利益 又は 1 株当たり当期純 損 失 (△) (円)	△39.89	4.10	△27.64	△8.97
総 資 産 (百万円)	3,655	5,011	4,880	6,399
純 資 産 (百万円)	2,205	2,163	1,643	1,200
1 株当たり純資産額 (円)	224.81	205.74	169.03	127.26

4. 対処すべき課題

(1) デジタルトランスフォーメーション事業

新技術への対応

当社グループが属する業界では技術革新が絶え間なく行われており、近年は特にAI（人工知能）の活用等により、テクノロジーの進化が進んでおり、併せてユーザーニーズも変化しております。同時に既存ベンダ、他業種からの新規参入、M&A等IT業界全体として、競争が活発化しております。

このような事業環境のもとで、当社グループが継続的に事業を拡大していくためには、新技術に適時に対応していくことが必要であると認識しており、新技術及び新サービスの開発を継続的に行うとともに、優秀な人材の確保に取り組んでおります。

(2) デジタルマーケティング事業

① マーケティング支援体制の強化

当社グループは、インターネット広告代理事業を行うだけでなく、データ解析及び細分化された仮説検証による独自のマーケティングメソッドに基づくコンサルティングを実施することにより、ユーザー視点に立脚した戦略立案、専門部隊による運用、綿密な分析に基づく改善提案により、クライアント企業とその顧客・ユーザーとの間に最適なコミュニケーションを設計してまいりました。今後も、MA/CRM支援を含むマーケティング全体の最適化を支援する体制をさらに強化するとともに、AI（人工知能）の活用といった新たな技術やツールに柔軟に対応したサービスの提供を推進してまいります。

② インターネット広告市場におけるシェア拡大

我が国の広告支出においては、2024年のインターネット広告市場が3兆6,517億円（前年比9.6%増：株式会社電通発表）となりました。進展する社会のデジタル化を背景に、総広告費における「インターネット広告費」は堅調に伸長し、総広告費に占める構成比は47.6%にまで達しております。

このような環境の中、拡大中のデジタルマーケティング市場における需要の取り込みを更に加速させてまいります。

(3) IP・エンタメ事業

シナジー創出

当事業は、タレント・アイドルに関連する事業とゲームの受託開発・運営受託事業等を有しております。タレント・アイドルに関連する事業に関しては、タレント・アイドルの獲得・育成・マネジメントが重要であるとの認識に立ち、それらの手法や体制の確立を推進してまいります。また、知名度獲得のためのプロモーション等の投資も重要であることから、そのタイミングと投資額を適切に見極めることで収益機会の獲得に努めてまいります。

ゲームの受託開発・受託運営事業に関しては、ゲーム市場の多様化・細分化が進んでいる環境のもと、安定的な開発案件の獲得が重要であることから、社内の開発技術の高度化による競争力の強化に努めてまいります。

(4) 海外展開への対応

経済活動のグローバル化に伴い、当社グループにおいても、海外市場への対応が必要であると認識しております。かかる課題に対して、当社グループでは市場調査等を引き続き進め、海外における事業体制の強化等を検討しております。

(5) 人材確保と人材育成

当社グループの企業規模の拡大及び成長のためには、高付加価値なサービスを提供し、継続的に高い顧客満足度を得る必要があると考えております。そのためには、社員全員が経営理念や経営方針を深く理解し、チームワークを発揮していく必要があります。当社グループでは、採用活動を積極的に推進するとともに、社員への教育体制の整備及び改善を図り、チームを構成する個々人の才能を伸ばす取り組みを推進してまいります。

(6) 内部管理体制の強化

当社グループは、今後もより一層の企業規模の拡大及び成長を見込んでおります。そのため、企業規模拡大に応じた内部管理体制の構築を図るために、コーポレート・ガバナンスを重視し、リスクマネジメントの強化、並びに金融商品取引法における内部統制報告制度の適用等も踏まえた内部統制の継続的な改善及び強化を推進してまいります。

また、当社の事業に関連する法規制や社会的要請等の環境変化にも対応すべく、内部管理体制の整備及び改善に努めてまいります。

5. 主要な事業内容（2025年12月31日現在）

事業内容	主 な サ ー ビ ス
デジタルトランスフォーメーション事業	ソフトウェアテスト、各種Webシステム開発、スマホアプリ開発、クラウドインテグレーション
デジタルマーケティング事業	運用型広告、SEOコンサルティング、クリエイティブサービス
IP・エンタメ事業	ゲームの開発・受託運営、占いアプリサービス、自社IPの活用
その他の	タレントマネジメントシステム、人材紹介事業等

(注) 当連結会計年度より、報告セグメントを「デジタルトランスフォーメーション事業」「デジタルマーケティング事業」の2セグメントから、「デジタルトランスフォーメーション事業」「デジタルマーケティング事業」「IP・エンタメ事業」の3セグメントに変更しております。

6. 主要な事業所及び使用人の状況（2025年12月31日現在）

(1) 主要な事業所

① 当社

本社：東京都渋谷区

② 子会社

株式会社デジタルアイデンティティ

（本社：東京都渋谷区、支社：九州支社（福岡県福岡市）、札幌支社（北海道札幌市））

株式会社Sharing Innovations

（本社：東京都渋谷区、支社：エンジニアセンター（東京都渋谷区）、支社：福岡オフィス（福岡県福岡市）、支社：大分オフィス（大分県大分市）、支社：大阪オフィス（大阪府大阪市））

株式会社ヴェス（本社：東京都渋谷区）

株式会社Orchestra Investment（本社：東京都渋谷区）

株式会社ワン・オー・ワン（本社：東京都渋谷区）

株式会社アールストーン（本社：東京都渋谷区）

株式会社ランド・ホー（本社：東京都大田区）

株式会社日本技研プロフェッショナルアーキテクト（本社：東京都新宿区）

(2) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
デジタルトランスフォーメーション事業	606名	114名増
デジタルマーケティング事業	375名	16名減
IP・エンタメ事業	106名	16名減
その他	41名	11名減
全社（共通）	50名	4名減
合計	1,178名	67名増

- (注) 1. 使用人数は、契約社員を含む就業人員数であります。臨時雇用者は当連結会計年度の平均人数が使用人数の10%に満たないため、記載を省略しております。
2. 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門の使用人であります。
3. 使用人数が前連結会計年度末と比べて67名増加しております。主な理由は、当社子会社の株式会社ヴェス（デジタルトランスフォーメーション事業）が、2025年1月30日付で株式会社日本技研プロフェッショナルアーキテクトの株式を取得し完全子会社化したこと、また、2025年2月26日付で株式会社ケーウェイズの株式を取得し完全子会社化したこと、及び業容の拡大に伴い採用が増加したためであります。
4. 当連結会計年度より事業区分を変更したため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
40名	3名増	39.0歳	4.9年

7. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

名称	住所	資本金または 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)
株式会社デジタルアイデンティティ	東京都渋谷区	110	デジタルマーケティング事業	100.0
株式会社Sharing Innovations	東京都渋谷区	436	デジタルトランスフォーメーション事業、IP・エンタメ事業	71.5
株式会社ヴェス	東京都渋谷区	10	デジタルトランスフォーメーション事業（ソフトウェアテストサービス）	100.0
株式会社Orchestra Investment	東京都渋谷区	47	投資事業	100.0
株式会社ワン・オー・ワン	東京都渋谷区	100	タレントマネジメントシステムの開発、販売	100.0
株式会社アールストーン	東京都渋谷区	20	人材紹介事業	100.0
株式会社ランド・ホー	東京都大田区	60	IP・エンタメ事業（ゲームの開発・運営受託）	100.0
株式会社日本技研プロフェッショナルアーキテクト	東京都新宿区	90	デジタルトランスフォーメーション事業	100.0

- (注) 1. 議決権比率には子会社による間接所有を含んでおります。
2. 当社子会社の株式会社ヴェスは、2025年1月30日付で株式会社日本技研プロフェッショナルアーキテクトの株式を取得し、同社を完全子会社としております。
3. 当連結会計年度よりセグメント区分を変更し、従来「その他」に含めておりました「IP・エンタメ事業」を区分することといたしました。
4. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社ヴェス
特定完全子会社の住所	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	1,959百万円
当社の総資産額	6,399百万円

8. 主要な借入先及び借入額（2025年12月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	1,421,188千円
株式会社三井住友銀行	1,082,263千円
三井住友信託銀行株式会社	405,400千円
株式会社りそな銀行	400,548千円
日本生命保険相互会社	325,000千円

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式に関する事項

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 31,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 10,034,200株 |
| ③ 当事業年度末の株主数 | 5,844名 |
| ④ 上位10名の株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
中村 慶郎	1,690,900株	17.92%
佐藤 亨樹	1,581,800株	16.77%
慶キャピタル株式会社	775,200株	8.22%
TSK capital株式会社	775,200株	8.22%
脇山 季秋	410,000株	4.35%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	402,300株	4.26%
鈴木 謙司	324,000株	3.43%
蔭山 恭一	210,000株	2.23%
岩崎 泰次	181,500株	1.92%
五代儀 直美	174,500株	1.85%

(注) 1. 当社は、自己株式600,332株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式（600,332株）を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

イ. 自己株式の取得

2025年5月14日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数 普通株式 60,000株

取得価額の総額 49,974千円

取得した期間 2025年5月15日から同年5月30日まで

ロ. 自己株式の取得

2025年8月14日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数 普通株式 230,700株

取得価額の総額 199,931千円

取得した期間 2025年8月15日から同年11月26日まで

3 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	中 村 慶 郎		株式会社Orchestra Investment代表取締役、株式会社アイズ社外取締役、株式会社アールストーン取締役、株式会社ヴェス代表取締役、株式会社NEXT ONE社外取締役、株式会社ランド・ホー取締役
代 表 取 締 役	佐 藤 亨 樹		株式会社Orchestra Investment代表取締役、株式会社NEXYZ.Group社外取締役、株式会社アールストーン取締役、株式会社ヴェス代表取締役
取 締 役	鈴 木 謙 司	デジタルマーケティング事業担当	株式会社デジタルアイデンティティ代表取締役、株式会社ぱむ代表取締役、株式会社ピース代表取締役
取 締 役 C F O	五代儀 直 美		株式会社Orchestra Investment取締役、株式会社ヴェス取締役
取 締 役	若 松 俊 樹		Saltus法律事務所代表、ニューラルグループ株式会社社外取締役、ベステラ株式会社社外取締役
取 締 役	岩 井 裕 之		かっこ株式会社代表取締役、株式会社ダイブ社外取締役
常 勤 監 査 役	中 島 由 紀 子		株式会社デジタルアイデンティティ監査役、株式会社ワン・オー・ワン監査役、中島公認会計士事務所代表、株式会社スタジオアタオ社外取締役
監 査 役	杉 浦 直 樹		株式会社アセットプライム代表取締役、税理士法人アセットプライム代表社員、杉浦公認会計士事務所代表
監 査 役	岩 波 竜 太 郎		岩波公認会計士事務所代表、アイプラスアドバイザー株式会社代表取締役、興誠監査法人社員、Global Vascular株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役若松俊樹氏及び岩井裕之氏は、社外取締役であります。
2. 取締役若松俊樹氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役中島由紀子氏、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏は、社外監査役であります。
4. 監査役中島由紀子氏、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役若松俊樹氏、岩井裕之氏、監査役中島由紀子氏、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6. 取締役若松俊樹氏、岩井裕之氏、監査役中島由紀子氏、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としています。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、被保険者が会社役員などの地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用などを補償することとしています。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害などは補償対象外とすることにより、役員などの職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

4. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2016年3月28日開催の第7回定時株主総会において年額5億円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名です。

監査役の金銭報酬の額は、2022年3月29日開催の第13回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

ア. 取締役の個人別の報酬等（業績連動報酬等または非金銭報酬等のいずれでもない報酬等に限り、以下「基本報酬」という。）の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしています。

イ. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容および当該業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、現時点においては設けないものとする。なお、業績連動報酬等を設ける場合には、当該業績連動報酬等に係る業績指標の内容および当該業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針を取締役会において別途決議します。

ウ. 非金銭報酬等の内容および当該非金銭報酬等の額もしくは数の算定方法の決定に関する方針

当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬等としてストックオプションを付与する場合があります。付与数は職位及び職責に応じて決定するものとしており、その支給の時期や条件等については、ストックオプションの回次別に取締役会にて決定します。

エ. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬の割合については、役位、職責、業績貢献などを踏まえ、企業価値増大へのインセンティブが高められるよう最も適切な割合となるよう決定するものとします。

オ. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

上記アからウに記載のとおりであります。なお、業績連動報酬等を新たに設ける場合には、当該業績連動報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を取締役会において別途決議します。

カ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等については、取締役会決議にもとづき、代表取締役社長中村慶郎が報酬等の決定に関する全部の事項を委任されるものとします。委任する理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには、代表取締役社長が最も適しているからであります。

(2) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区 分	対象となる役員の 員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本 報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等
取 締 役 (うち社外取締役)	6 人 (2 人)	278,400千円 (8,400千円)	278,400千円 (8,400千円)	－ (－)	－ (－)
監 査 役	3 人	18,600千円	18,600千円	－	－
計	9 人	297,000千円	297,000千円	－	－

(注) 監査役については全員が社外監査役であるため、内数は記載しておりません。

5. 各社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	若 松 俊 樹	当事業年度開催の取締役会16回すべてに出席しております。弁護士としての幅広い経験と高い専門性を踏まえ、当社のコーポレートガバナンス強化への貢献や、社外・独立的な立場からの経営への監督、意見陳述を行っていただくという当社の期待に応え、取締役会において当該視点から助言・提言をいただくなど、当社社外取締役として適切な役割を果たしております。
取締役	岩 井 裕 之	当事業年度開催の取締役会16回すべてに出席しております。経営者として長年にわたり経験を積まれており、取締役会において当該視点から助言・提言をいただき、当社社外取締役として適切な役割を果たしております。
監査役	中 島 由 紀 子	当事業年度開催の取締役会16回、監査役会12回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において当社の経理・コンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。また、監査役会において、内部監査やコンプライアンス体制などについて適宜必要な発言を行っております。
監査役	杉 浦 直 樹	当事業年度開催の取締役会16回、監査役会12回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において当社の経理・コンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。また、監査役会において、内部監査やコンプライアンス体制などについて適宜必要な発言を行っております。
監査役	岩 波 竜 太 郎	当事業年度開催の取締役会16回、監査役会12回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において当社の経理・コンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。また、監査役会において、内部監査やコンプライアンス体制などについて適宜必要な発言を行っております。

6. 社外役員の報酬等の総額

	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
社外役員の報酬等の総額等	5人	27,000千円

7. 記載内容についての社外役員の意見

記載すべき重要な事項はありません。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 40,440千円

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 67,540千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額以外に、前事業年度に係る追加報酬として当事業年度中に支出した額が当社で8,540千円あります。また、子会社において前事業年度に係る報酬額の返還が6,000千円あります。

3. 非監査業務の内容

該当ありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5 株式会社の状況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

~~~~~  
<備考>

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結財政状態計算書

(2025年12月31日 現在)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額        | 科 目                                        | 金 額        |
|-------------------------|------------|--------------------------------------------|------------|
| (資 産)                   |            | (負 債)                                      |            |
| 流 動 資 産                 | 7,532,065  | 流 動 負 債                                    | 5,417,394  |
| 現 金 及 び 現 金 同 等 物       | 3,538,337  | 営 業 債 務 及 び そ の 他 の 債 務                    | 2,053,727  |
| 営 業 債 権 及 び そ の 他 の 債 権 | 3,247,336  | 借 入 金                                      | 1,550,440  |
| 預 け 金                   | 346,510    | 未 払 法 人 所 得 税                              | 256,225    |
| そ の 他 の 流 動 資 産         | 222,882    | リ ー ス 負 債                                  | 317,363    |
| 小 計                     | 7,355,065  | そ の 他 の 流 動 負 債                            | 1,196,607  |
| 売 却 目 的 保 有 資 産         | 177,000    | 小 計                                        | 5,374,364  |
| 非 流 動 資 産               | 8,627,854  | 売 却 目 的 で 保 有 す る 資 産<br>に 直 接 関 連 す る 負 債 | 43,030     |
| 有 形 固 定 資 産             | 196,141    | 非 流 動 負 債                                  | 3,728,234  |
| 使 用 権 資 産               | 1,282,049  | 借 入 金                                      | 2,419,431  |
| の れ ん                   | 5,393,812  | リ ー ス 負 債                                  | 1,003,076  |
| 無 形 資 産                 | 48,705     | 引 当 金                                      | 95,150     |
| そ の 他 の 金 融 資 産         | 1,569,988  | そ の 他 の 非 流 動 負 債                          | 20,101     |
| 繰 延 税 金 資 産             | 129,141    | 繰 延 税 金 負 債                                | 190,475    |
| そ の 他 の 非 流 動 資 産       | 8,015      | 負 債 合 計                                    | 9,145,629  |
| 資 産 合 計                 | 16,159,920 | (資 本)                                      |            |
|                         |            | 親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 持 分                | 6,500,823  |
|                         |            | 資 本 金                                      | 354,060    |
|                         |            | 資 本 剰 余 金                                  | 1,803,258  |
|                         |            | 利 益 剰 余 金                                  | 4,553,125  |
|                         |            | 自 己 株 式                                    | △549,949   |
|                         |            | そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素                      | 340,328    |
|                         |            | 非 支 配 持 分                                  | 513,467    |
|                         |            | 資 本 合 計                                    | 7,014,291  |
|                         |            | 負 債 及 び 資 本 合 計                            | 16,159,920 |

# 連結損益計算書

(自2025年1月1日 至2025年12月31日)

(単位：千円)

| 科 目        | 金 額        |
|------------|------------|
| 売上収益       | 15,768,184 |
| 売上原価       | 8,866,298  |
| 売上総利益      | 6,901,886  |
| 販売費及び一般管理費 | 5,514,565  |
| その他の収益     | 94,907     |
| その他の費用     | 39,246     |
| 営業利益       | 1,442,982  |
| 金融収益       | 6,397      |
| 金融費用       | 63,842     |
| 税引前利益      | 1,385,536  |
| 法人所得税費用    | 520,144    |
| 当期利益       | 865,392    |
| 当期利益の帰属    |            |
| 親会社の所有者    | 816,839    |
| 非支配持分      | 48,553     |
| 当期利益       | 865,392    |

# 貸 借 対 照 表

(2025年12月31日 現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目                   | 金 額       |
|-------------------|-----------|-----------------------|-----------|
| (資 産 の 部)         |           | (負 債 の 部)             |           |
| 流 動 資 産           | 2,269,294 | 流 動 負 債               | 3,312,689 |
| 現 金 及 び 預 金       | 223,260   | 短 期 借 入 金             | 864,000   |
| 売 掛 金             | 174,060   | 1年内返済予定の長期借入金         | 531,276   |
| 前 払 費 用           | 45,857    | 関 係 会 社 短 期 借 入 金     | 1,338,500 |
| 関 係 会 社 短 期 貸 付 金 | 2,183,209 | 未 払 金                 | 353,433   |
| そ の 他             | 90,996    | 未 払 費 用               | 36,532    |
| 貸 倒 引 当 金         | △448,089  | 未 払 配 当 金             | 420       |
| 固 定 資 産           | 4,130,160 | 未 払 消 費 税 等           | 34,417    |
| 有 形 固 定 資 産       | 68,652    | 未 払 法 人 税 等           | 37,346    |
| 建 物               | 61,565    | 前 受 金                 | 65,953    |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 7,087     | 預 り 金                 | 40,328    |
| 無 形 固 定 資 産       | 35,039    | そ の 他                 | 10,481    |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 35,039    | 固 定 負 債               | 1,886,176 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 4,026,468 | 長 期 借 入 金             | 1,867,541 |
| 関 係 会 社 株 式       | 3,875,645 | 関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 | 18,635    |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金 | 31,160    | 負 債 合 計               | 5,198,866 |
| 繰 延 税 金 資 産       | 17,415    | (純 資 産 の 部)           |           |
| そ の 他             | 102,247   | 株 主 資 本               | 1,200,588 |
| 資 産 合 計           | 6,399,455 | 資 本 金                 | 354,060   |
|                   |           | 資 本 剰 余 金             | 281,315   |
|                   |           | 資 本 準 備 金             | 281,315   |
|                   |           | 利 益 剰 余 金             | 1,115,162 |
|                   |           | そ の 他 利 益 剰 余 金       | 1,115,162 |
|                   |           | 繰 越 利 益 剰 余 金         | 1,115,162 |
|                   |           | 自 己 株 式               | △549,949  |
|                   |           | 純 資 産 合 計             | 1,200,588 |
|                   |           | 負 債 ・ 純 資 産 合 計       | 6,399,455 |

# 損 益 計 算 書

(自2025年1月1日 至2025年12月31日)

(単位：千円)

| 科 目                     |  |  |         | 金 額       |
|-------------------------|--|--|---------|-----------|
| 営 業 収 益                 |  |  |         | 1,287,417 |
| 営 業 費 用                 |  |  |         | 1,212,227 |
| 営 業 利 益                 |  |  |         | 75,190    |
| 営 業 外 収 益               |  |  |         |           |
| 受 取 利 息                 |  |  | 24,406  |           |
| そ の 他                   |  |  | 792     | 25,198    |
| 営 業 外 費 用               |  |  |         |           |
| 支 払 利 息                 |  |  | 46,154  |           |
| 支 払 手 数 料               |  |  | 2,573   |           |
| そ の 他                   |  |  | 3       | 48,732    |
| 経 常 利 益                 |  |  |         | 51,656    |
| 特 別 損 失                 |  |  |         |           |
| 関係会社事業損失引当金繰入           |  |  | 9,811   |           |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額         |  |  | 98,052  | 107,863   |
| 税 引 前 当 期 純 損 失         |  |  |         | △56,207   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 |  |  | 45,030  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           |  |  | △14,952 | 30,078    |
| 当 期 純 損 失               |  |  |         | △86,285   |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

株式会社Orchestra Holdings  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 小野原 徳郎  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 八幡 正博  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Orchestra Holdingsの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社Orchestra Holdings及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月24日

株式会社Orchestra Holdings  
取締役会 御中

|                    |       |     |    |
|--------------------|-------|-----|----|
| EY新日本有限責任監査法人      |       |     |    |
| 東京事務所              |       |     |    |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 小野原 | 徳郎 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 八幡  | 正博 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Orchestra Holdingsの2025年1月1日から2025年12月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月24日

株式会社Orchestra Holdings 監査役会

常勤監査役  
(社外監査役) 中島由紀子 ㊞

監査役  
(社外監査役) 杉浦直樹 ㊞

監査役  
(社外監査役) 岩波竜太郎 ㊞

以上

## 第17回定時株主総会招集ご通知に際しての

### 電子提供措置事項

新株予約権等に関する事項  
業務の適正を確保するための体制及び  
当該体制の運用状況の概要  
連結計算書類  
連結持分変動計算書  
連結注記表  
計算書類  
株主資本等変動計算書  
個別注記表

第17期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）

株式会社Orchestra Holdings

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

## 新株予約権等に関する事項

### 1. 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

記載すべき重要な事項はありません。

### 2. 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

記載すべき重要な事項はありません。

### 3. その他新株予約権等に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

# 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を整備しております。なお、当社では、「内部統制システムの整備に関する基本方針」として、以下の内容を取締役会において決議しております。

- ① 当社並びに子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役、使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 当社は、当社グループの役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、法令、就業規則、コンプライアンス等に関する社内基準を設け、職制に基づいてこれらの周知及び実践的運用を行う体制を構築する。
  - (b) 当社は、「取締役会規程」を始めとする社内規程を制定し、取締役会に監査役が出席することを定め、また、各取締役が相互に牽制することにより取締役の業務執行を監督する。
  - (c) 当社は、コーポレートマネジメント部門をコンプライアンスの統括部署とし、法令遵守体制の構築を目的として「コンプライアンス規程」を定め、当社グループの役職員の関係法令、社会規範及び社内諸規程等の遵守、浸透を図る。あわせてグループ内における不正行為等を早期に発見するため、内部通報制度を設けており、通報内容には適時適切に対応する。
  - (d) 当社は、内部監査室を通して、当社グループにおける各部門及び各拠点を対象に、当社グループの役職員の職務執行の適切性を確保するため、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、同部門は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。
  - (e) 当社は、「反社会的勢力との取引防止規程」及び「コンプライアンス規程」を設けており、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対して毅然とした姿勢で臨むことを掲げ、反社会的勢力との関係排除に取り組むものとする。

## ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、監査役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、文書管理規程、情報セキュリティ管理規程、個人情報保護規程、内部情報管理規程等に従い、文書または電磁的記録により、保存及び管理する。

## ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会が当社グループ全体のリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従い当社各部門及びグループ各社を管掌する取締役がリスク管理を行うとともに、内部通報制度を設けることによりリスク情報を一元的に管理し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時は企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 当社は、定例取締役会を毎月1回開催し、法令及び定款が求める事項並びに当社及びグループ各社の重要な政策事項などを決定するとともに、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
  - (b) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、業務分掌規程及び職務権限規程等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制並びに子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当社への報告体制
- (a) 当社は、当社グループ会社管理に関する基本事項を定めた関係会社管理規程を定める。
  - (b) 当社は、関係会社管理規程に基づき、必要に応じて役員や使用人の派遣、議決権行使、グループ会社からの報告の受領並びに業務執行への指示等を行う。
  - (c) 当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ会社における重要事項を適時報告させる。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- (a) 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。
  - (b) 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査役の同意を得るものとする。ただし、監査役を補助する使用人を兼務する使用人は、監査役による指示業務を優先して従事するものとする。
- ⑦ 監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 当社グループの取締役及び使用人は、取締役会及びその他重要な会議において、または各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
  - (b) 監査役への報告・情報提供は以下のとおりとする。
    - ・重要な機関決定事項
    - ・経営状況のうち重要な事項
    - ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
    - ・内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項
    - ・重大な法令・定款違反
    - ・内部通報窓口その他への相談、通報状況等
    - ・その他、重要事項
- 監査役へ報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が監査役及び監査役を補助する使用人の職務の執行について生じる前払いまたは債務の償還を請求したときは、その必要が認められない場合を除き、原則として速やかにこれを処理する。

⑨ その他監査役の監査が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社は、監査役の業務の遂行にあたり、当社各部門及びグループ各社に立ち入り、重要な取引先等の調査、また、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境の提供、その他の事項について監査役が協力を求める場合は、可能な限り他の業務に優先して監査役に協力する。
- (b) 当社は、監査役が、取締役会を始め、重要な会議に出席することを妨げないものとする。
- (c) 監査役は、定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。

⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法及び関係法令に基づく内部統制報告制度を有効かつ適切に運用するために、財務報告に係る内部統制の評価・報告体制を準備し、継続的に整備・運用評価・有効性の確認を行い、必要があれば改善を行うものとする。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社は、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）において、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

- (a) 主な会議開催状況として、取締役会は16回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保しました。その他、監査役会を12回開催いたしました。
- (b) 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- (c) 内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

## 連結持分変動計算書

(自2025年1月1日 至2025年12月31日)

(単位：千円)

|                       | 親会社の所有者に帰属する持分 |           |           |          |
|-----------------------|----------------|-----------|-----------|----------|
|                       | 資本金            | 資本剰余金     | 利益剰余金     | 自己株式     |
| 当 期 首 残 高             | 354,060        | 1,838,072 | 3,843,064 | △300,043 |
| 当 期 利 益               |                |           | 816,839   |          |
| そ の 他 の 包 括 利 益       |                |           |           |          |
| 当 期 包 括 利 益 合 計       | －              | －         | 816,839   | －        |
| 新 株 予 約 権 の 失 効       |                |           | 191       |          |
| 自 己 株 式 の 取 得         |                |           |           | △249,906 |
| 配 当 金                 |                |           | △106,970  |          |
| 支配継続子会社に対する持分変動       |                | △34,813   |           |          |
| 所 有 者 と の 取 引 額 等 合 計 | －              | △34,813   | △106,778  | △249,906 |
| 当 期 末 残 高             | 354,060        | 1,803,258 | 4,553,125 | △549,949 |

|                       | 親会社の所有者に帰属する持分  |                      | 非支配持分   | 資本合計      |
|-----------------------|-----------------|----------------------|---------|-----------|
|                       | その他の資本の<br>構成要素 | 親会社の所有者に<br>帰属する持分合計 |         |           |
| 当 期 首 残 高             | 292,547         | 6,027,702            | 470,089 | 6,497,791 |
| 当 期 利 益               |                 | 816,839              | 48,553  | 865,392   |
| そ の 他 の 包 括 利 益       | 47,973          | 47,973               | 11      | 47,984    |
| 当 期 包 括 利 益 合 計       | 47,973          | 864,812              | 48,564  | 913,377   |
| 新 株 予 約 権 の 失 効       | △191            | －                    |         | －         |
| 自 己 株 式 の 取 得         |                 | △249,906             |         | △249,906  |
| 配 当 金                 |                 | △106,970             |         | △106,970  |
| 支配継続子会社に対する持分変動       |                 | △34,813              | △5,186  | △40,000   |
| 所 有 者 と の 取 引 額 等 合 計 | △191            | △391,690             | △5,186  | △396,877  |
| 当 期 末 残 高             | 340,328         | 6,500,823            | 513,467 | 7,014,291 |

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結計算書類の作成基準

当社及び連結子会社（以下、「当社グループ」という。）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下、「IFRS会計基準」という。）に準拠して作成しております。ただし、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRS会計基準で求められる開示項目の一部を省略しております。

#### 2. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 19社

主要な連結子会社の名称 株式会社デジタルアイデンティティ、株式会社Sharing Innovations、株式会社ヴェス、株式会社Orchestra Investment、株式会社ワン・オー・ワン、株式会社ぱむ、株式会社アールストーン、株式会社ランド・ホー、株式会社日本技研プロフェッショナルアーキテクト

##### (2) 連結範囲の変更

当連結会計年度から株式会社日本技研プロフェッショナルアーキテクトを連結の範囲に含めております。これは当連結会計年度において、当社子会社の株式会社ヴェスが株式会社日本技研プロフェッショナルアーキテクトの全株式を取得したためであります。

#### 3. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

子会社の決算日が当社グループの決算日と異なる場合には、連結決算日現在に実施した仮決算に基づく子会社の財務諸表を使用し、連結を行っております。

#### 5. 重要性がある会計方針

##### (1) 連結の基礎

子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していると判断しております。

子会社の財務諸表は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結の対象に含め

ております。

子会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該子会社の財務諸表に調整を加えております。当社グループ間の債権債務残高及び内部取引高、並びに当社グループ間の取引から発生した未実現損益は、連結計算書類の作成に際して消去しております。

子会社の包括利益については、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配持分に帰属させております。

子会社持分を一部処分した際、支配が継続する場合には、資本取引として会計処理しております。非支配持分の調整額と対価の公正価値との差額は、親会社の所有者に帰属する持分として資本に直接認識されております。

支配を喪失した場合には、支配の喪失から生じた利得又は損失は純損益で認識しております。

## (2) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する持分金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。のれんは、移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額、及び取得企業が従来保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計が、取得した識別可能な資産及び引き受けた負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において純損益として計上しております。

非支配持分を公正価値で測定するか、又は識別可能な純資産の認識金額の比例持分で測定するかについては、企業結合ごとに選択しております。

仲介手数料、弁護士費用、デュー・デリジェンス費用等の、企業結合に関連して発生する取引費用は、発生時に費用処理しております。

企業結合の当初の会計処理が、企業結合が発生した連結会計年度末までに完了していない場合は、完了していない項目を暫定的な金額で報告しております。取得日時点に存在していた事実と状況を、取得日当初に把握していたとしたら認識される金額の測定に影響を与えていたと判断される期間（以下「測定期間」という。）に入手した場合、その情報を反映して、取得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正しております。新たに得た情報が、資産と負債の新たな認識をもたらす場合には、追加の資産と負債を認識しております。測定期間は最長で1年間であります。

なお、支配獲得後の非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しているため、当該取引からののれんは認識しておりません。

被取得企業における識別可能な資産及び引き受けた負債は、以下を除いて、取得日の公正価値で測定しております。

- ・繰延税金資産・負債及び従業員給付契約に関連する資産・負債
- ・使用権資産・リース負債
- ・被取得企業の株式に基づく報酬契約
- ・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的に分類される資産又

は処分グループ

段階的に達成される企業結合の場合、当社グループが以前保有していた被取得企業の持分は支配獲得日の公正価値で再測定し、発生した利得又は損失は純損益として認識しております。

### (3) 外貨換算

#### ① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。ただし、在外営業活動体に対する純投資のヘッジ手段として指定された金融商品、その他の包括利益を通じて測定される金融資産、及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

#### ② 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、損益項目は、連結会計期間中の為替レートが著しく変動していない限り、その期間の平均為替レートで換算されます。為替レートに著しい変動がある場合には、取引日の為替レートが使用されます。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

### (4) 金融商品

#### ① 金融資産

##### (i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、営業債権及びその他の債権を、これらの発生日に当初認識しております。その他の全ての金融資産は、当社グループが当該金融資産の契約当事者となった取引日に当初認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権は、取引価格で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づ

いて、資産が保有されている。

- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有する資本性金融資産を除き、個々の資本性金融資産ごとに、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益で表示するという取消不能の選択を行っており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

#### (ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

##### (a) 償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定し、利息は金融収益の一部として純損益にて認識しております。

##### (b) 公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

#### (iii) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

#### (iv) 金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

す。

信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報（内部格付、外部格付等）を考慮しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権及び契約資産については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取る見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

著しい景気変動等の影響を受ける場合には、上記により測定された予想信用損失に、必要な調整を行うこととしております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

## ② 金融負債

### (i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債と償却原価で測定する金融負債に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、発行した負債証券を、その発行日に当初認識しております。その他の金融負債は、全て、当該金融商品の契約の当事者になる取引日に当初認識しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

### (ii) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

#### (a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債については、売買目的保有の金融負債と当初認識時

に純損益を通じて公正価値で測定すると指定した金融負債を含んでおり、当初認識後公正価値で測定し、その変動については当期の純損益として認識しております。

(b) 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債については、割引の効果の重要性が乏しい金融負債を除き、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

(iii) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

③ 金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

(5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(6) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。原価は、主として原価法および個別法による原価法に基づいて算定しており、購入原価、加工費及び現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおります。

(7) 有形固定資産

有形固定資産については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用が含まれております。

土地以外の有形固定資産は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で減価償却を行っております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 6－34年
- ・工具器具及び備品 2－18年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(8) のれん

当社グループは、のれんを取得日時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として当初測定しております。

のれんの償却は行わず、每期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

(9) 無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合で取得した無形資産は、取得日現在における公正価値で測定しております。

無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

・ソフトウェア 5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(10) リース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用权資産及びリース負債を認識しております。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用权資産は、リース負債の当初測定金額に、開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しております。

当初認識後は、使用权資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。リース負債は、リース負債に係る金利、支払われたリース料及び該当する場合にはリース負債の見直しまたはリースの条件変更を反映する金額で事後測定しております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

#### (11) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻入れております。

#### (12) 従業員給付

##### ① 退職後給付

##### (i) 確定拠出型年金制度

連結子会社の一部は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しています。「中小企業退職金共済法」に基づき設けられた中小企業退職金共済制度に加入し、退職給付費用の全額を独立行政法人勤労者退職金共済機構へ掛金として拠出しております。

(ii) 確定給付型年金制度

連結子会社の一部は、確定給付型年金制度を採用しております。確定給付型年金制度の義務の現在価値及び勤務費用は、予測単位積増方式を用いて制度ごとに算定しております。割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。確定給付型年金制度に係る負債又は資産は、確定給付型年金制度の義務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定しており、確定給付型年金制度から生じる再測定額は、数理計算上の差異、制度資産に係る収益（利息を除く）及び資産上限額の影響の変動から構成され、発生した期においてその他の包括利益として一括で認識し、直ちに「その他の資本の構成要素」から「利益剰余金」に振り替えております。また、過去勤務費用は、発生した期の純損益として処理しております。

② その他の従業員制度

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的もしくは推定的債務を負っており、かつその金額について信頼性のある見積もりが出来る場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積もられる額を負債として認識しております。

(13) 株式に基づく報酬

当社は、持分決済型の株式に基づく報酬制度として、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として連結損益計算書において認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、ブラック・ショールズ・モデル等を用いて算定しております。また、条件については定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

(14) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

## (15) 収益

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

### ① デジタルトランスフォーメーション事業

デジタルトランスフォーメーション事業では、顧客に対して、主に準委任契約、派遣契約において、技術者の時間稼働による技術提供のサービスを提供し、主に請負契約において、成果物の納品によって技術提供のサービスを提供しております。準委任契約、派遣契約から生じる履行義務は、契約期間内の労働時間の経過により充足されるものであることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。請負契約から生じる履行義務は、技術提供に応じて一定の期間にわたり履行義務が充足されるものであることから、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合は、顧客による検収が完了した時点で収益を認識しております。

### ② デジタルマーケティング事業

デジタルマーケティング事業は、主に運用型広告等と制作・SEO等からなります。運用型広告等における主な履行義務は、顧客との業務委託契約に基づいて、リスティング広告の配信・運用を行うことです。当該履行義務は運用期間にわたって充足されるため、顧客との各契約条件に応じて収益を認識しています。制作・SEO等における主な履行義務は、顧客からの発注に基づいた納品物を納品することです。納品物を顧客に納品した時点で、履行義務を充足したものとして収益を認識しております。

### ③ IP・エンタメ事業

IP・エンタメ事業では、主にゲーム開発事業としてコンシューマ向けゲームソフト、スマートフォン等のモバイル端末向けゲームアプリ、その他デジタルコンテンツに関する企画、開発、運営をパブリッシャー（顧客）から受託しており、主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に回収しているため、重大な金融要素の調整は行っておりません。

#### (a) ゲームソフト、ゲームアプリ、その他デジタルコンテンツの受託開発

開発の進捗によって履行義務が充足されると判断しており、支配が一定期間にわたり移転することから、履行義務の進捗に応じて収益を認識しております。

(b) リリースされたゲームの保守・運営サービス

保守・運営サービスについては、日常的又は反復的なサービスであり、契約に基づき顧客にサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しているため、役務を提供する期間にわたり約束された金額を収益として認識しております。

(16) 金融収益及び金融費用

金融収益は、主として受取利息、受取配当金、為替差益及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動等から構成されております。受取利息は、実効金利法により発生時に認識しております。受取配当金は、配当を受取る権利が確定した時点で認識しております。

金融費用は、主として支払利息、為替差損、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動等から構成されております。支払利息は、実効金利法により発生時に認識しております。

(17) 法人所得税

法人所得税費用は、当期税金及び繰延税金から構成されております。これらは、その他の包括利益又は資本に直接認識される項目から生じる場合、及び企業結合から生じる場合を除き、純損益として認識しております。

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定に使用する税率及び税法は、期末日までに制定又は実質的に制定されているものであります。

繰延税金は、期末日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との差額である一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しております。

繰延税金資産は、将来減算一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除について、それらを利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲で認識し、繰延税金負債は、原則としてすべての将来加算一時差異について認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上しておりません。

- ・のれんの当初認識から生じる将来加算一時差異
- ・企業結合取引ではなく、取引時に会計上の利益にも税務上の課税所得（欠損金）にも影響を与えず、かつ、取引時に同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異とを生じさせない取引から発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・子会社、関連会社に対する投資及び共同支配企業に対する持分に係る将来減算一時差異に関しては、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合、又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が低い場合
- ・子会社、関連会社に対する投資及び共同支配企業に対する持分に係る将来加算一時差異に関しては、一時差異の解消する時期をコントロールすることができ、予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産

は毎期見直され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識しております。

繰延税金資産及び負債は、期末日において制定されている、又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、資産が実現する期間又は負債が決済される期間に適用されると予想される税率及び税法によって測定しております。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合又は別々の納税主体であるものの当期税金負債と当期税金資産とを純額で決済するか、あるいは資産の実現と負債の決済を同時に行うことを意図している場合に相殺しております。

#### (18) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響を調整して計算しております。

#### (19) 売却目的で保有する資産

継続的な使用ではなく、主に売却取引により回収される非流動資産又は処分グループのうち、1年以内で売却する可能性が非常に高く、かつ現在の状態で即時に売却可能で、当社グループの経営者が売却を確約している場合には、売却目的保有に分類しております。

売却目的保有に分類された非流動資産（又は処分グループ）は、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しており、売却目的保有に分類された後は減価償却又は償却を行っておりません。

#### (20) 資本

##### ① 普通株式

当社が発行した普通株式は、発行価額を資本金及び資本剰余金に計上し、直接発行費用は関連する税効果を控除後に資本剰余金から控除しております。

##### ② 自己株式

自己株式は取得原価で評価され、資本から控除しております。当社の自己株式の購入、売却又は消却において利得又は損失は認識しておりません。なお、帳簿価額と売却時の対価との差額は資本として認識しております。

## 会計上の見積りに関する注記

連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行っております。会計上の見積りの結果は、実際の結果とは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、その見積りを変更した連結会計年度と将来の連結会計年度において認識されます。

連結会計年度及び翌連結会計年度において、見積り及び仮定のうち、当社グループの連結計算書類で認識する金額に重要な影響を与える見積り及び仮定は、以下のとおりであります。

### 非金融資産の減損の認識及び測定

当社グループは、報告期間の末日において、有形固定資産、無形資産、のれん等の非金融資産が減損している可能性を示す兆候の有無を確認しています。減損の兆候が存在する場合、当該資産の回収可能価額を見積っています。のれん、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産については、減損の兆候の有無に関わらず、毎年、回収可能価額を見積っています。回収可能価額の算定にあたっては、将来キャッシュ・フローや割引率等について一定の仮定を設定しています。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の経済条件や事業計画等の変化によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、連結計算書類に重要性のある影響を与える可能性があります。

このうち、IP・エンタメセグメントに属する株式会社ランド・ホーに関して、ゲーム開発案件の受注難易度が上がっており、また一部の運営受託案件の契約が継続されなかったことから、当連結会計年度に減損テストを実施しました。

減損テストの結果、回収可能価額は帳簿価額を958,000千円上回っており、仮に減損テストに使用した主要な仮定が合理的に予測可能な範囲で変化したとしても、回収可能価額が帳簿価額を下回る可能性は低いと判断しているため、減損損失を認識していません。なお、当連結会計年度の連結計算書類に計上した同資金生成単位の有形固定資産及びのれんの金額は、それぞれ6,951千円、551,473千円です。

減損テストにおける回収可能価額は、承認された事業計画を基礎として測定した使用価値に基づき算定しています。使用価値は、過去の経験及び外部からの情報を反映し、経営者が承認した事業計画と成長率を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を、当該資金生成単位の税引前加重平均資本コストを基礎とした割引率により現在価値に割引いて算定しています。キャッシュ・フローの見積額は、資金生成単位の5ヵ年の中期計画にもとづいて作成され、予測期間最終年度後のターミナル・バリューは、永続成長率を使用して決定されています。成長率は1.5%、割引率は8.1%としております。将来キャッシュ・フローの見積りには、売上高の前提となる従業員数、従業員一人当たり売上高及び人件費上昇率等の多くの仮定が含まれています。人件費上昇率については5%としており（参照資料：2025年8月1日公表 厚労省「民間主要企業における春季賃上げ状況の推移」）、当社事業の特性上人件費率が高いことから、事業計画上は全体のコスト上昇率を5%と設定しております。

これらの仮定や割引率に変動が生じた場合は、翌連結会計年度の連結計算書類において、当該資産の帳簿価額が回収されないと判断され、減損損失が生じる可能性があります。

## 連結財政状態計算書に関する注記

1. 借入金の担保に供している資産は以下のとおりです。

|             |           |
|-------------|-----------|
| 売却目的保有資産（注） | 177,000千円 |
|-------------|-----------|

（注）債務の担保に供している資産は、当社の連結子会社が保有する賃貸用のマンションになります。  
対応する債務は以下のとおりです。

|             |          |
|-------------|----------|
| 売却目的で保有する資産 | 43,030千円 |
|-------------|----------|

|              |  |
|--------------|--|
| に直接関連する負債（注） |  |
|--------------|--|

（注）売却目的で保有する資産に直接関連する負債は借入金になります。

2. 有形固定資産の減価償却  
累計額及び減損損失累計額 185,101千円

3. 資産から直接控除した貸倒引当金  
営業債権及びその他の債権 11,455千円

連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 10,034,200株

2. 配当に関する事項

① 配当金支払額等

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額    | 1株当たり<br>配当額 | 基準日             | 効力発生日          |
|----------------------|-------|-----------|--------------|-----------------|----------------|
| 2025年3月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 106,970千円 | 11円          | 2024年<br>12月31日 | 2025年<br>3月27日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額    | 1株当たり<br>配当額 | 基準日             | 効力発生日          |
|----------------------|-------|-------|-----------|--------------|-----------------|----------------|
| 2026年3月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 113,206千円 | 12円          | 2025年<br>12月31日 | 2026年<br>3月27日 |

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 324,920株

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金（銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、株式または投資事業組合への出資であり市場価格の変動リスク、為替の変動リスクにさらされております。また、非上場株式においては当該企業の財政状態の悪化に伴う減損のリスクにさらされております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金や投資計画に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

##### ③ 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

#### (4) 金融商品の公正価値等に関する事項についての補足説明

金融商品の公正価値には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の公正価値等に関する事項

金融商品の公正価値を、公正価値の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

### ① 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

- (a) 現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、その他の流動資産、営業債務及びその他の債務、その他の流動負債は短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (b) その他の金融資産、その他の金融負債

上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しております。非上場株式の公正価値については、主として割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法等により算定しております。

- (c) 借入金

短期借入金は、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。長期借入金のうち固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

### ② 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。

なお、長期借入金以外の金融商品については、帳簿価額が公正価値に近似しているため、注記の対象から除外しております。

(単位：千円)

|                 | 帳簿価額      | 公正価値      |
|-----------------|-----------|-----------|
| 借入金（1年内返済予定を含む） | 3,144,739 | 3,078,729 |

借入金の公正価値は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引く方法で算定しており、公正価値のヒエラルキーはレベル2に該当します。

③ 公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりであります。

(単位：千円)

|                              | レベル 1   | レベル 2 | レベル 3   | 合計        |
|------------------------------|---------|-------|---------|-----------|
| 金融資産                         |         |       |         |           |
| 純損益を通して公正価値で測定する金融資産         | —       | —     | 200,682 | 200,682   |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産 | 750,503 | —     | 268,451 | 1,018,955 |

(注) レベル間の振替はありません。

④ 評価プロセス

レベル 3 に分類された金融商品については、経営管理部門責任者により承認された評価方針及び手続きに従い、外部の評価専門家又は適切な評価担当者が評価及び評価結果の分析を実施しております。評価結果は経営管理部門責任者によりレビューされ、承認されております。

⑤ レベル 3 に分類された金融商品の公正価値測定に関する情報

レベル 3 に分類された金融商品は、非上場株式及び出資金等であり、直近の取引価格に基づく評価技法等を用いて測定しております。

レベル 3 に分類された金融商品については、適切な権限者に承認された公正価値測定の評価方針及び手続きに従い、評価担当者が評価及び評価結果の分析を実施しております。評価結果は適切な責任者によりレビューされ承認されております。

⑥ レベル３に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表

レベル３に分類された金融商品の期首から期末までの変動は以下のとおりであります。

(単位：千円)

|          | 純損益を通して公正価値で<br>測定する金融資産 | その他の包括利益を通じて公正価値で<br>測定する資本性金融資産 |
|----------|--------------------------|----------------------------------|
| 期首残高     | 175,763                  | 262,301                          |
| 純損益（注）１． | △1,081                   | －                                |
| その他の包括利益 | －                        | 4,150                            |
| 購入       | 26,000                   | 2,000                            |
| 期末残高     | 200,682                  | 268,451                          |

（注）１．連結損益計算書の「その他の費用」に含まれております。

売却目的で保有する資産に関する注記

売却目的で保有する資産の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

|    |         |
|----|---------|
| 土地 | 143,580 |
| 建物 | 33,419  |
| 合計 | 177,000 |

売却目的で保有する資産は、当社の連結子会社が保有する賃貸用マンションに係るものであります。

当該資産については、当該連結子会社を連結子会社化した時期において、当該資産の保有意義の検証を行った結果、当該資産の保有意義が乏しいと判断し、当社グループの経営者が売却の意思決定をしております。

なお当該資産については当該売却計画に基づき過年度より順次売却を進めておりますが、当連結会計年度末においても売却は完了していません。当連結会計年度末においても購入希望者との交渉中であるため、１年以内に売却が完了する可能性が非常に高いと判断し、引き続き売却目的で保有する資産に分類しております。

また、売却費用控除後の公正価値（売却予定価格）が帳簿価額を上回っているため、当該資産は帳簿価額により測定しております。

公正価値は売却予定価格を基礎として算定しており、公正価値ヒエラルキーはレベル３に分類しております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|               | 報告セグメント            |               |           |            | その他<br>(注) | 合計         |
|---------------|--------------------|---------------|-----------|------------|------------|------------|
|               | デジタルトランスフォーメーション事業 | デジタルマーケティング事業 | IP・エンタメ事業 | 計          |            |            |
| 売上収益          |                    |               |           |            |            |            |
| クラウドインテグレーション | 593,558            |               |           | 593,558    |            | 593,558    |
| システムソリューション   | 6,714,872          |               |           | 6,714,872  |            | 6,714,872  |
| 運用型広告等        |                    | 2,101,052     |           | 2,101,052  |            | 2,101,052  |
| 制作・SEO等       |                    | 3,585,341     |           | 3,585,341  |            | 3,585,341  |
| ゲーム開発・運営受託    |                    |               | 1,158,792 | 1,158,792  |            | 1,158,792  |
| その他           | 215,868            |               | 575,155   | 791,024    | 823,543    | 1,614,567  |
| 合計            | 7,524,299          | 5,686,394     | 1,733,947 | 14,944,641 | 823,543    | 15,768,184 |

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、タレントマネジメントシステムの開発・販売、人材紹介事業等が含まれております。

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 5. 重要性がある会計方針 (15) 収益」に記載のとおりであります。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産および契約負債の残高等

(単位：千円)

|                     | 当連結会計年度末  |
|---------------------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 3,133,876 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 3,061,093 |
| 契約資産（期首残高）          | 10,820    |
| 契約資産（期末残高）          | 83,945    |
| 契約負債（期首残高）          | 100,240   |
| 契約負債（期末残高）          | 128,233   |

契約資産は、一定の期間にわたり収益を認識する場合に進捗度の測定に基づいて認識した収益にかかる未請求売掛金であり、連結財政状態計算書上、営業債権及びその他の債権に含まれております。契約資産は、顧客の検収時に顧客との契約から生じた債権へ振り替えております。

契約負債は主に、各事業におけるサービスの提供前に顧客から受け取った対価であり、連結財政状態計算書上、その他の流動負債に含まれております。契約負債は履行義務を充足した時点で収益に振り替えております。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額に重要性はありません。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

#### 1 株当たり情報に関する注記

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 688円95銭 |
| 基本的1株当たり当期利益    | 84円92銭  |

## 企業結合に関する注記

株式会社日本技研プロフェッショナルアーキテクト

### 1. 企業結合の概要

当社は、2024年12月26日開催の取締役会において、当社子会社である株式会社ヴェスが、以下のとおり、株式会社日本技研プロフェッショナルアーキテクトの株式を取得し、子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2025年1月30日付で全株式を取得いたしました。

#### (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社日本技研プロフェッショナルアーキテクト

事業の内容：Web系システムや基幹システム、スマホアプリなどのソフトウェア開発を行うSES事業

#### (2) 企業結合を行った主な理由

顧客基盤や人的リソースを共有し、新たな顧客ニーズへ対応していくことで、DX事業全体としての成長を加速させることを目的としております。

#### (3) 企業結合日

2025年1月30日

#### (4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

#### (5) 結合後企業の名称

変更はありません。

#### (6) 取得した議決権比率

100%

#### (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社子会社である株式会社ヴェスが現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 取得日現在における取得資産、引受負債及び支払対価の公正価値

(単位：千円)

|                |          |
|----------------|----------|
| 支払対価の公正価値      | 993,835  |
| 取得資産・引受負債の公正価値 |          |
| 流動資産           | 333,553  |
| 非流動資産          | 301,254  |
| 流動負債           | △139,866 |
| 非流動負債          | △254,841 |
| のれん            | 753,735  |
| 合計             | 993,835  |

のれんは、個別に認識要件を満たさない、今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力及び既存事業とのシナジーを反映したものであります。また、認識したのれんは、税務上損金算入が見込まれるものではありません。なお、当該企業結合に係る関連費用として、54,100千円を「販売費及び一般管理費」に計上しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 株主資本等変動計算書

(自2025年1月1日 至2025年12月31日)

(単位：千円)

|                         | 株主資本    |         |             |                     |             |
|-------------------------|---------|---------|-------------|---------------------|-------------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金   |             | 利益剰余金               |             |
|                         |         | 資本準備金   | 資本剰余金計<br>合 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金計<br>合 |
| 当期首残高                   | 354,060 | 281,315 | 281,315     | 1,308,418           | 1,308,418   |
| 当期変動額                   |         |         |             |                     |             |
| 剰余金の配当                  |         |         | －           | △106,970            | △106,970    |
| 自己株式の取得                 |         |         | －           |                     | －           |
| 当期純損失                   |         |         | －           | △86,285             | △86,285     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |         | －           |                     | －           |
| 当期変動額合計                 | －       | －       | －           | △193,255            | △193,255    |
| 当期末残高                   | 354,060 | 281,315 | 281,315     | 1,115,162           | 1,115,162   |

|                         | 株主資本     |           | 新株予約権 | 純資産合計     |
|-------------------------|----------|-----------|-------|-----------|
|                         | 自己株式     | 株主資本合計    |       |           |
| 当期首残高                   | △300,043 | 1,643,750 | 191   | 1,643,942 |
| 当期変動額                   |          |           |       |           |
| 剰余金の配当                  |          | △106,970  |       | △106,970  |
| 自己株式の取得                 | △249,906 | △249,906  |       | △249,906  |
| 当期純損失                   |          | △86,285   |       | △86,285   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |          | －         | △191  | △191      |
| 当期変動額合計                 | △249,906 | △443,162  | △191  | △443,354  |
| 当期末残高                   | △549,949 | 1,200,588 | －     | 1,200,588 |

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式・・・移動平均法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～24年

工具、器具及び備品 3～15年

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 関係会社事業損失引当金

関係会社における事業損失等に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、今後の損失負担見込額を計上しております。

#### 4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の主な収益は、子会社からの経営指導料及び業務受託収入（以下、「経営指導料等」という）となります。経営指導料等においては、子会社への契約内容に応じた経営指導及び受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。

## 会計方針の変更に関する注記

当事業年度の期首より、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日）及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）を適用しております。

なお、当該会計基準等の適用による計算書類に与える影響はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式及び関係会社貸付金の評価

当事業年度の計算書類に計上した金額及びその他の情報

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|           |             |
|-----------|-------------|
| 関係会社株式    | 3,875,645千円 |
| 関係会社短期貸付金 | 2,183,209千円 |
| 関係会社長期貸付金 | 31,160千円    |
| 貸倒引当金繰入額  | 98,052千円    |

上記のうち、株式会社ランド・ホーの関係会社株式の帳簿価額は680,708千円です。

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式のうち、株式会社ランド・ホーの株式は市場価格のない株式であり、帳簿価額には取得した時点で見込んだ超過収益力が反映されております。関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としており、実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理を行います。また、関係会社が債務超過の状況にある場合、関係会社貸付金は個別に回収可能性を評価し、債務超過額を基礎として回収不能見積額に対して引当処理を行います。

回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるかどうかの判断は、当該関係会社の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを基礎としており、その主要な仮定については、「連結計算書類 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 会計上の見積に関する注記 非金融資産の減損の認識及び測定」に記載した内容と同一であります。

事業計画に含まれる主要な仮定は見積りの不確実性が高く、これらの主要な仮定に変更が生じた場合には、当初見込んでいた収益が得られず、翌事業年度における関係会社株式の評価に重要な影響を与える可能性があります。

#### 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 23,099千円
2. 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものを除く）
  - ①短期金銭債権 257,943千円
  - ②短期金銭債務 261,540千円

#### 損益計算書に関する注記

|            |             |
|------------|-------------|
| 関係会社との取引高  |             |
| 営業取引による取引高 |             |
| 営業収益       | 1,287,417千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 135,455千円   |

#### 株主資本等変動計算書に関する注記

|                        |          |
|------------------------|----------|
| 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数 |          |
| 普通株式                   | 600,332株 |

#### 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因はオフィスのフリーレント、未払事業税であります。

- (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「防衛特別法人創設法」（2025年法律第12号）及び「防衛特別法人税付加措置法」（2025年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以降に開始する事業年度から法人税額に対して4%の付加税が課されることとなりました。これに伴い、当社が将来の繰延税金資産及び繰延税金負債の算定に使用する法定実効税率は、現行の30.6%から変更される見込みですが、その影響額は軽微であると判断しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

| 種 類 | 会社等の名称                          | 議決権等の<br>所有割合 | 関連当事者<br>との関係          | 取引の内容               | 取引金額<br>(千円) | 科 目           | 期末残高<br>(千円) |
|-----|---------------------------------|---------------|------------------------|---------------------|--------------|---------------|--------------|
| 子会社 | 株式会社<br>デジタルアイデ<br>ンティティ        | 100.0%        | 役員の兼任<br>経営指導<br>資金の借入 | 経営指導料等<br>収入（注1）    | 838,114      | 売掛金           | 31,428       |
|     |                                 |               |                        | 資 金 の 借 入<br>（注2、3） | 150,000      | 関係会社短期<br>借入金 | 700,000      |
|     |                                 |               |                        | 支払利息                | 6,397        |               |              |
|     |                                 |               |                        | 債務の被保証<br>（注4）      | 1,516,520    | —             | —            |
|     | 株式会社<br>Orchestra<br>Investment | 100.0%        | 役員の兼任<br>経営指導<br>資金の援助 | 資 金 の 貸 付<br>（注2、3） | 28,699       | 関係会社短期<br>貸付金 | 342,569      |
|     | 株式会社<br>Concerto<br>Partners    | 100.0%        | 役員の兼任<br>経営指導<br>資金の援助 | 資 金 の 貸 付<br>（注2、3） | —            | 関係会社短期<br>貸付金 | 94,000       |
|     | 株式会社<br>ワン・オー・ワン                | 100.0%        | 役員の兼任<br>資金の援助         | 資 金 の 貸 付<br>（注2、3） | 90,000       | 関係会社短期<br>貸付金 | 320,000      |
|     | 株式会社ぱむ                          | 100.0%        | 役員の兼任<br>経営指導<br>資金の借入 | 資 金 の 返 済<br>（注2、3） | 3,662        | 関係会社短期<br>借入金 | 254,500      |
|     | 株式会社ヴェス                         | 100.0%        | 役員の兼任<br>経営指導<br>資金の援助 | 経営指導料等<br>収入（注1）    | 157,450      | 売掛金           | 23,929       |
|     |                                 |               |                        | 資 金 の 貸 付<br>（注2、3） | 1,400,000    | 関係会社短期<br>貸付金 | 1,400,000    |
|     |                                 |               |                        | 受取利息                | 16,272       |               |              |
|     |                                 |               |                        | 債務の被保証<br>（注4）      | 831,520      | —             | —            |

| 種 類 | 会社等の名称                          | 議決権等の<br>所有割合 | 関連当事者<br>との関係          | 取引の内容               | 取引金額<br>(千円) | 科 目           | 期末残高<br>(千円) |
|-----|---------------------------------|---------------|------------------------|---------------------|--------------|---------------|--------------|
| 子会社 | 株式会社日本技研<br>プロフェッショナル<br>アーキテクト | 100.0%        | 役員の兼任<br>経営指導<br>資金の借入 | 資 金 の 借 入<br>(注2、3) | 150,000      | 関係会社短期<br>借入金 | 150,000      |
|     | 株式会社ケーウ<br>エイズ                  | 100.0%        | 役員の兼任<br>経営指導<br>資金の借入 | 資 金 の 借 入<br>(注2、3) | 200,000      | 関係会社短期<br>借入金 | 200,000      |

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料については、契約条件により決定しております。
2. 資金の貸付及び借入について、貸付及び借入利率は市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. 資金の貸付、借入については、期中における増減額（純額）を記載しております。
4. 当社の金融機関からの借入金に対する債務の被保証であります。なお、保証料の支払は行っておりません。
5. 子会社への貸倒懸念債権に対し、合計448,089千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において合計98,052千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

2. 役員及び個人主要株主等  
該当事項はありません。

#### 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

#### 1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 127円26銭  
1 株当たり当期純損失 8円97銭

#### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。